

第48号議案

審査請求に対する裁決について

上記の議案を提出する。

令和8年6月1日

提出者 文京区教育委員会

教育長 丹羽 恵玲奈

裁 決 書

審査請求人 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
処 分 庁 文京区教育委員会

審査請求人が令和8年1月20日に提起した、処分庁による行政情報一部公開決定処分（令和8年1月13日付け2025文教教総第2132号。以下「本件処分」という。）に対する審査請求（令和7年度第10号事件。以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

第1 事案の概要

- 1 令和8年1月7日、審査請求人は、公開請求に係る行政情報の件名又は内容として、「2025年1月15日の文京区教育委員会の第1回定例会の会議録において、教育施策推進担当課長の発言として「国際バカロレア機構の本部はジュネーブにあるのですが、日本人で代表する方がいらっしゃいます」と記録されているところの、ここで言及されている日本人が国際バカロレア機構を「代表する」ことを客観的に裏付ける証拠を示す文書一式（※延長や照会等はメールで。基本的に紙を希望するが、文書が大量の場合は事前に要相談）」と記載した行政情報公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- 2 令和8年1月7日、処分庁は、本件公開請求に対し、文京区情報公開条例（平成12年3月文京区条例第4号。以下「条例」という。）第13条第2項の規定による公開決定等の

期限の延長を行った。

- 3 令和8年1月13日、処分庁は、本件公開請求に対し、「名刺」（以下「本件文書1」という。）及び「Consultant role description」（以下「本件文書2」という。）を対象行政情報として特定した上で、「法人担当者等の氏名・所属・電子メールアドレス・役職」及び「コンサルタント名」については条例第7条第2号に規定する非公開情報に該当するとして、条例第12条第1項の規定により、行政情報を一部公開とする本件処分を行った。
- 4 令和8年1月20日、審査請求人は、本件処分を取消し、改めて適法・適切・適正・正当な処分を求める本件審査請求を提起した。
- 5 令和8年2月10日、審査庁は、本件審査請求、審査請求人が令和8年1月9日に提起した、処分庁による行政情報一部公開決定処分（令和7年10月31日付け2025文教教第1636号）についての審査請求（令和7年度第9号事件）、並びに審査請求人が令和8年2月6日に提起した、処分庁による行政情報一部公開決定処分（令和8年1月13日付け2025文教教第2132号）及び行政情報一部公開決定処分（令和8年1月23日付け2025文教教第2287号）についての審査請求（令和7年度第13号事件）（以下「本件審査請求外2件」という。）について、対象の処分又は争点を共通とするため、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第39条の規定により、本件審査請求外2件に係る審理手続を併合した。
- 6 令和8年2月25日、処分庁は、本件処分の非公開情報のうち、本件文書1に記載の国際バカロレア機構（以下「IBO」という。）担当者の役職は、文京区ホームページで公開された情報であるため、当該部分を非公開とした決定は誤りであったとして本件処分を取消し、同日、本件公開請求に対し、行政情報一部公開決定処分（令和8年2月25日付け2025文教教第2626号）を行った。
- 7 令和8年4月21日、審査庁は、審理手続を併合している本件審査請求外2件について、処分庁による本件処分の取消し等によって、一の審理手続により審理を行うことが適当でないと認めるに至ったため、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第39条の規定により審理手続を分離した。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、次に掲げる理由等から、本件処分は違法・不当であるというものである。

- (1) 本件公開請求は、「2025年1月15日の文京区教育委員会の第1回定例会の会議録」における「教育施策推進担当課長の発言」に関する根拠となる文書であり、当然、公開される文書は2025（令和7）年1月15日より前のものでなければならない。
- (2) ところが、本件処分にて公開された本件文書2は「2025年11月」となっており、公開請求の内容に合わせて事後的にいくらでも作成できるとなれば、ねつ造したい放題になりかねず、違法・不当である。
- (3) 本件文書2は、文字どおり「Consultant role description」であって、外部アドバイザーである「政府パートナーシップアドバイザー」にすぎない役職の役職内容を記したものにすぎず、それがイコールここで言及されている日本人がI B Oを「代表する」ことを客観的に裏付ける証拠を示すものではなく、客観的に裏付ける証拠を示した文書とも言えない。アドバイザーの役割は本件文書2に記載のあるように、「支援」と「助言」に限定され、アドバイザーをI B Oの「代表」とするに当たってはI B Oと文京区側双方において、この人物をI B Oを代表するものと指定し、それを受け入れる合意文書がなければならず、処分庁はその合意文書を隠蔽していることになる。特に本件文書2をもって「日本人で代表する方がいらっしゃいます」と言い張ることは、二重三重に違法・不当である。
- (4) 本件文書1は、単に名刺の裏表と思われるものをコピーしたものと思われ、この文書からはI B Oの職員あるいはI B Oの職員をかたった人物のものとしか確認できない。少なくとも「日本人で代表する方がいらっしゃいます」と断定することはできず、I B Oを代表とする旨の記載もない。黒塗りしてある非公開情報に外部コンサルタントやアドバイザー、地区代表の記載があったにしても、I B Oを代表する人物とは言えないし、そう断定できる根拠もない。

第3 理由

- 1 法に基づく審査請求は、法第2条にいう「行政庁の処分に不服がある者」、すなわち、当該処分によって直接自己の権利利益の侵害を受け、当該処分の取消しを求める法律上の利益を有する者でなければ、これを提起し、又は維持することができないものである。
- 2 これを本件についてみると、前記第1の6のとおり、令和8年2月25日、処分庁によって本件処分は、既に取消しがなされているものである。
- 3 したがって、本件審査請求は、既に取り消された処分の取消しを求めるものとなるため、法律上の利益がもはや存在しない不適法なものとなる。

第4 結論

以上のとおり、本件審査請求は不適法であることから、法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和 年 月 日

審査庁 文京区教育委員会

(教示)

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、文京区を被告として（訴訟において文京区を代表する者は文京区教育委員会となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
- 2 また、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。